

部 ・ 課 長 各位

羽 村 市 長 並 木 心

令和 2 年度 予算編成方針

1 景気の動向

内閣府が9月19日に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている。

ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされている。

市内企業の動向については、製造業において業況が堅調な企業があるものの、米中や日韓の貿易摩擦等の影響により受注が減少している企業が増えており、景況の悪化が幅広い業種で懸念されている。

市内にはグローバルに企業活動を展開している企業も多く、世界経済の動向や為替の変動に大きな影響を受けることから、海外経済も含めた景気や金融資本市場の動向に注視する必要がある。

2 国・東京都の動き

国の「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」が、7月31日の閣議で了解された。それによると、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしており、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

東京都では、「令和2年度予算の見積り」に関する副知事通達において、令和2年度の予算を「東京2020大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算」と位置づけ、次の3点を基本方針としている。

- ① 東京2020大会を確実な成功へと導き、次世代へと継承するレガシーを創り上げること
- ② 都政が直面する諸課題に迅速かつ的確に対応するとともに、Society5.0の実現に向けた施策など、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に進めること
- ③ 将来にわたる施策展開を支えるため、都政改革を更に進め、ワイズ・スペンディング(賢い支出)の視点により無駄の排除を徹底するなど、財政基盤をより強固なものとする

3 羽村市の状況

市の財政は、歳入の根幹をなす市税収入が税制改正（法人住民税法人税割の一部国税化など）の影響などにより減少しており、景気の動向などを踏まえると、大幅な増収を見込むことは難しい状況にある。

歳出については、少子高齢化などを背景に扶助費（社会福祉費、児童福祉費、生活保護費など）が増加するなど、経常経費が増大しており、公共施設の老朽化対策をはじめとした行政課題への対応も必要であることから、今後も増大することが見込まれる。

このようなことから、基金の取り崩しが増え、基金残高が大幅に減少するなど、財政運営は厳しい局面にあるが、健全で安定した財政運営を行っていくため、昨年度から行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しに全庁を挙げて取り組んでおり、現在、令和2年度の予算編成に向けて更なる事務事業の見直しの検討を進めている。

4 新年度予算編成の基本的な考え方

令和2年度は、「第五次長期総合計画 後期基本計画」の4年目にあたり、市の将来像である「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」の実現に向け、事業の進捗を検証し、成果を見定めていく重要な年となる。

また、神明台二丁目地区への大手企業の進出に合わせ、さらに良好な都市環境を創出し、市内経済の活性化を図るとともに、人口流入や定住の促進など、総合的なまちづくりを進めていく必要があると認識している。

このため、庁内に組織横断的な連絡・検討組織を立ち上げ、現在、情報共有と施策の研究に努めているところであり、羽村市が魅力あふれるまちとして今後も発展していくため、令和2年度に実施すべき施策を見極め展開していくこととする。

さらには、第六次の長期総合計画の策定を見据える中で、施策の展開に必要な特定財源を獲得するため、各部において積極的かつ実効的な取組を行うとともに、行財政改革の取組を引き続き強力で推し進め、安定的な財政基盤を構築していくための予算とする必要がある。

これらを踏まえ、予算編成にあたっては、次の三点を基本として編成することとする。

- (1) 市の将来像を実現するため、「第五次長期総合計画 後期基本計画」に掲げた事業の進捗と成果を検証し、展開を図ること。
- (2) 総合的なまちづくりのための都市基盤整備や企業誘致の新たな展開など、市が持続的に発展していくための取組を積極的に進めること。
- (3) 行財政改革の取組を引き続き全庁を挙げて推進し、安定的な財政基盤を構築すること。

5 予算編成の基本的事項

(1) 歳入

- ① 市税収入については、税制改正の動向等を踏まえたうえで、個人所得の状況や所得控除等の動向を的確に把握するとともに、課税担当と産業担当が連携して市内企業の業績や経営状況を把握し、的確に見積もること。
- ② 国・都支出金については、国・都の予算編成の動向を十分注視し、補助対象となるものは漏れなく、確実に補助要望を行うことはもちろん、新規・レベルアップ事業やこれまで補助対象外であった事業についても、各部において積極的に国や都の担当部局と協議を重ね、獲得に向けて取組むこと。
- ③ 第六次行財政改革基本計画に掲げた歳入確保の取組を推進すること。

(2) 歳出

- ① 経常収支比率の改善や基金残高の確保を図り、財政の健全化を図っていくため、全庁を挙げて取組んでいる「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」について、予算へ反映すること。
- ② 新規事業、レベルアップ事業については、事業の必要性を様々な角度から調査し、後年度負担なども含めて費用対効果を見極めるとともに、事業の全体像を描いたうえで予算化すること。
その際、国・都支出金などの特定財源の確保や、「スクラップ・アンド・ビルド」による関連事業の整理統合などにより、財源を捻出すること。
- ③ 各部各課の所管する経常的・定型的な事業については、決算や執行状況等の分析・検証を行い、実績を踏まえたうえで所要額を見積もること。

6 特別会計等

特別会計、公営企業会計にあつては、所管事業の分析・検証を行い、経営状況を的確に把握したうえで、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあつては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税担当と連携し、歳入の増収を図ること。

7 その他

見積書の調整にあたっては、別途指示事項によること。